

北海道告示第10980号

北海道が令和5年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年7月5日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 林業・木材産業構造改革事業</p> <p>安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成、木材利用及び木材産業体制の整備推進を図るために予算の範囲内で補助する。</p>		<p>市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び再貸し付けを実施するものが林業・木材産業構造改革事業を行う場合又は市町村が林業・木材産業構造改革事業を行う森林組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費</p>				<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>(1) 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成</p> <p>ア 林業機械作業システム整備</p> <p>イ 効率化施設整備</p> <p>ウ 活動拠点施設整備</p> <p>エ 林業機械リース支援</p> <p>オ 高性能林業機械整備附帯事業</p> <p>((1)アからウまでのいずれかの事業を実施する場合に限る。)</p>	<p>市町村、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本</p>		<p>(1)アの事業</p> <p>3分の1以内。ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては4分の1以内、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等については10分の4以内、新たに造林事業を開始する</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>((1)エの事業に限る。)</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>((1)エの事業に限る。)</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>((1)エの事業に限る。(申請者が市町村である場合を除く。))</p> <p>水林第52号様式</p> <p>((1)エの事業を除く。)</p> <p>水林第53号様式</p> <p>((1)エの事業を除く。)</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>((1)エの事業に限る。)</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p> <p>水林第52号様式</p> <p>((1)エの事業を除く。)</p> <p>水林第53号様式</p> <p>別に指示する様式</p>			

財産の全部若しくは一部を抛出して  
いるものに限  
る。)をい  
う。) 選定経営  
体(効率的かつ安  
定的な林業経営や  
林業経営の継続性  
の確保を目指す林  
業経営体として知  
事が選定した林業  
経営体)、新たに  
造林事業を開始す  
る者及び再貸し付  
けを実施するもの  
(林業労働力の確  
保の促進に関する  
法律(平成8年法  
律第45号)第11条  
に基づく林業労働  
力確保支援センタ  
ー、森林組合連合  
会、知事が林野庁  
長官等と協議して  
認める団体に限  
る。)(森林整備法  
人等、選定経営体  
新たに造林事業を  
開始する者及び再  
貸し付けを実施す  
るものは、(1)の  
エの事業に限  
る。)

者、実践体  
制評価を受  
け認定を受  
けているな  
どの場合に  
あつては2  
分の1以  
内。  
(1)イ、ウの事  
業  
2分の1以  
内。  
(1)エの事業  
3分の1以  
内。ただ  
し、スイン  
グヤーダ、  
ロングリー  
チハーベス  
タ、林業用  
資材運搬ド  
ローン等に  
ついては10  
分の4以  
内、林業用  
四輪駆動ダ  
ンプトラック  
については4分の1  
以内、実践  
体制評価を  
受け認定を  
受けている  
などの場合  
にあつては  
2分の1以  
内。  
(1)オの事業  
2分の1以  
内。

別に指示する様  
式

<p>(2) 木材利用及び木材産業体制等の整備推進</p> <p>ア 特用林産物活用施設等整備</p> <p>イ 特用林産振興施設等整備        附帯事業        (2)アの事業を実施する場合に限る。)</p> <p>ウ 木材加工流通施設整備</p> <p>エ 森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>オ 木材加工流通施設等整備        附帯事業        (2)ウからエまでのいずれかの事業を実施する場合に限る。)</p> <p>カ 木造公共施設整備</p> <p>キ 木造公共施設整備        附帯事業        (2)カの事業を実施する場合に限る。)</p> <p>ク 未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>ケ 木質バイオマス供給施設整備</p> <p>コ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p> <p>サ 木質バイオマス利用促進施設整備        附帯事業        (2)クからコまでのいずれかの事業を実施する場合に限る。)</p>	<p>市町村</p>		<p>(2)アからキまでの事業</p> <p>2分の1以内。ただし、木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）の導入にあたっては3分の1以内。木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額15%以内、木質内装については定額3.75%以内。</p> <p>(2)クの事業</p> <p>2分の1以内。</p> <p>(2)ケの事業</p> <p>3分の1以内。ただし、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては2分の1以内（次に規定する場合を</p>	<p>水林第14号様式        水林第20号様式        水林第52号様式        水林第53号様式        別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式        水林第31号様式        水林第52号様式        水林第53号様式        別に指示する様式</p>			
--	------------	--	---	---	---	--	--	--

除く)。

電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設(以下「発電施設」という。)に供給することを主たる目的とする施設(以下「供給施設」という。)については次のとおり。

ア 発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあつ

ては2分  
の1以  
内。

イ 発電施  
設が地域  
活用要件  
の内容を  
満たさ  
ず、かつ  
供給施設  
が「地域  
内エコシ  
ステム」  
の構築等  
に資さな  
い取組で  
ある場合  
にあつて  
は15%  
以内。

ウ 上記以外  
の場合に  
あつては  
3分の1  
以内。

(2) コの事業

3分の1以  
内。ただ  
し、林野庁  
長官が別に  
定める「地  
域内エコシ  
ステム」の  
構築等に資  
する取組で  
ある場合に  
あつては2  
分の1以  
内。

(2) サの事業

			2分の1 以内。					
2 低コスト再造林対策事業 地域の実情に応じた再 造林の低コスト化の取組に 対し、予算の範囲内で補助 する。	市町村、選定経営 体（効率的かつ安 定的な林業経営や 林業経営の継続性 の確保を目指す林 業経営体として、 林野庁長官が別に 定める考え方に則 って知事が選定し た林業経営体）、 森林整備法人等、 森林所有者	補助対象者が低コスト再造林対策事業 を行う場合における次の事業に要する経 費 1 低コスト再造林対策 (1)低コスト造林の支援 ①一貫作業システム ②低コスト造林 ③下刈り (2)機械器具の整備 機械器具の購入、賃借、運送料 (3)関連条件整備活動 (1)と一体的に実施する対象森林 の調査、森林所有者の同意取り付け 等、長期受委託契約や基金造成等の 事務経費等、森林作業道の整備、鳥 獣害防止施設等の整備)	定額 (2分の1、3 分の2以内)	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町 村長である場合 は除く。) 別に指示する様 式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振 興局	総合振興局長又は振 興局長	